

変額保険（有期型）

（特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い）

1. つぎの各号に定める突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができない場合、その特別勘定について、正常な評価ができなくなった日から正常な評価ができるようになった日の前日までの期間（以下「特別取扱期間」といいます。）中、会社は、第2項および第3項の規定により取り扱います。
 - (1) 天災または戦争その他の変乱等
 - (2) 特別勘定資産に係る金融機関または資産運用会社に生じたつぎのいずれかの事態
 - (ア) 取引停止
 - (イ) 倒産
 - (ウ) 著しい信用状況の悪化
 - (3) 特別勘定資産に係る国・地域等の債務不履行または著しい信用状況の悪化
 - (4) 証券取引所等における取引の停止
 - (5) 外国為替取引の停止
 - (6) 金融機関における決済機能の停止
 - (7) その他前各号に準じるやむを得ない事情
2. 前項の規定による特別取扱期間中の取扱いは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 保険約款に定める各特別勘定への繰入割合の指定およびその変更ならびに保険契約の復活の取扱い
特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定が繰入先に含まれる保険契約については、払い込まれた保険料のうち特別勘定で運用される分の金額の特別勘定への繰入は行なわず、その後、正常な評価ができるようになった日に、その金額を特別勘定に繰り入れます。また、失効を取り消す場合の未払込保険料、自動延長定期保険への変更を行なわなかったものとする場合に払い込むすでに到来している保険料期間の未払込保険料および復活時の未払込保険料（貸付金の元利金が解約返戻金額をこえ、保険約款に定める日までに元利金と解約返戻金額の差額が払い込まれないことにより効力を失った保険契約を復活する場合に払い込む元利金と解約返戻金額の差額を含みます。）についても同様に取り扱います。
 - (2) 保険約款に定める各特別勘定への繰入割合の指定およびその変更ならびに積立金構成割合の指定の取扱い
 - (ア) 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約または正常な評価ができない特別勘定が指定先に含まれる場合においては、繰入割合の変更は行ないません。
 - (イ) 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定が含まれる各特別勘定への繰入割合の指定もしくは繰入割合の変更または正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約の積立金もしくは正常な評価ができない特別勘定が指定先に含まれる積立金の構成割合の指定の申し出の受付は行なわず、既に行なわれたその申し出については、申し出がなかったものとして取り扱うことがあります。
 - (3) 保険約款に定める積立金の取扱い
特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約においては、特別勘定の管理に必要な費用等の会社の定める金額の積立金からの控除は行なわず、その後、正常な評価ができるようになった日に、その金額を積立金から控除します。
 - (4) 保険約款に定める保険金額、変動保険金額、保険金の支払ならびに保険金の請求、支払時期および支払場所の取扱い
 - (ア) 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、変動保険金額の計算日が特別取扱期間中に含まれる場合、特別取扱期間満了の日の翌日における積立金額を計算日の前日末の積立金額とみなして変動保険金額を計算するものとします。
 - (イ) 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、保険期間の満了の日が特別取扱期間中に含まれる場合、満期保険金の保険金額は特別取扱期間満了の日の翌日における積立金額とします。
 - (ウ) 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、特別取扱期間中、被保

険者が死亡した場合で、免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われないときは、特別取扱期間満了の日の翌日の積立金額を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、特別取扱期間満了の日の翌日の解約返戻金額を支払います。

(エ) (ア)の場合、特別取扱期間中に保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなったときは、保険約款に定める保険金の請求、支払時期および支払場所の規定にしたがって基本保険金額（基本保険金額から差し引くべき金額があるときは、その金額を差し引いた金額とします。）を支払います。その後、支払事由が生じた日における変動保険金額が負とならないときは、特別取扱期間満了の日の翌々日から5営業日以内に会社の本社で変動保険金額を支払います。なお、保険金を支払うために確認が必要な場合または特別な照会や調査が不可欠な場合における保険金を支払うべき期限は、特別取扱期間満了の日の翌々日から保険約款に定める日数を経過する日とします。

(オ) (イ)の場合、特別取扱期間中に満期保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなったときは、保険約款に定める保険金の請求、支払時期および支払場所の規定にしたがって、特別取扱期間満了の日の翌々日から5営業日以内に会社の本社で満期保険金額を支払います。なお、保険金を支払うために確認が必要な場合または特別な照会や調査が不可欠な場合における保険金を支払うべき期限は、特別取扱期間満了の日の翌々日から保険約款に定める日数を経過する日とします。

(5) 保険約款に定める自動延長定期保険の取扱い

(ア) 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約を自動延長定期保険に変更する場合で、猶予期間の満了日が特別取扱期間中に含まれるときは、特別取扱期間開始の日の前日の積立金額をもとに計算した解約返戻金（保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引いた金額とします。以下本条において同じ。）を充当して自動延長定期保険の保険期間を定めます。

(イ) (ア)の場合、自動延長定期保険に変更しなかったものとして特別取扱期間満了の日の翌日の積立金額をもとに計算した解約返戻金が(ア)の金額を上まわるときは、その解約返戻金を充当して自動延長定期保険の保険期間を再計算するものとします。

(6) 保険約款に定める定額払済保険への変更および定額延長定期保険への変更の取扱い

正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約については、特別取扱期間中、定額払済保険または定額延長定期保険への変更の申し出の受付は行なわず、既に行なわれたその申し出については、申し出がなかったものとして取り扱うことがあります。

(7) 保険約款に定める解約返戻金の取扱い

(ア) 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、特別取扱期間中、解約の申し出を受け付けた場合つぎの金額を合計し、解約返戻金額を計算します。この場合、解約返戻金の支払時期については、請求書類が会社に到達した日または特別取扱期間満了の日の翌日のいずれか遅い日の翌日から5営業日以内に会社の本社で支払います。

(a) 基本保険金について、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、保険料払込済の保険契約についてはその経過年月数により計算した額

(b) 特別取扱期間満了の日の翌日の積立金額から基本保険金を支払うために必要な額を差し引いた額

(イ) (ア)の場合、特別取扱期間中であれば、保険契約者は、解約の取消を申し出ることができます。この場合、解約の申し出がなかったものとして取り扱います。

(8) 保険約款に定める基本保険金額の減額の取扱い

正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、特別取扱期間中、基本保険金額の減額の申し出の受付は行なわず、既に行なわれたその申し出については、申し出がなかったものとして取り扱うことがあります。

(9) 保険約款に定める告知義務違反による解除、重大事由による解除の取扱い

正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、告知義務違反または重大事由による解除を行なう場合で、死亡もしくは高度障害状態に該当した日またはそれ以外の事由による解除の通知を発信した日が特別取扱期間に含まれるときには、特別取扱期間満了の日の翌日の解約返戻金を保険契約者に支払います。

(10) 保険約款に定める保険契約者に対する貸付の取扱い

正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、特別取扱期間中、保険契約者に対する貸付の申し出の受付は行なわず、既に行なわれたその申し出については、申し出がなかったものとして取り扱うことがあります。

3. 会社は、前項の取扱いを行なう場合または特別勘定資産の正常な評価ができるようになった場合には、会社の定める方法により直ちにその旨を公表します。

(特別勘定の廃止等)

1. 会社は、特別勘定資産が著しく減少し、効率的な資産運用が困難になったときなど特別な事情がある場合、特別勘定を廃止すること、複数の特別勘定を統合すること、または積立金構成割合の指定および特別勘定への繰入を停止することがあります。
2. 前項の規定により特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合する場合、会社は特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合する日の1か月以上前に保険契約者につきの事項を通知します。
 - (1) 廃止する特別勘定または統合する特別勘定の名称
 - (2) 特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合する日
 - (3) 第5項の規定により、積立金構成割合の指定を行なう場合にはその指定先、繰入割合の変更を行なう場合にはその繰入先となる、会社が指定する特別勘定の名称
 - (4) 特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合する理由
3. 第1項の規定により特別勘定を廃止する場合、保険契約者は、前項第2号に定める特別勘定を廃止する日（以下「特別勘定の廃止日」といいます。）までに、会社の定める取扱条件の範囲内で、積立金構成割合の再指定および繰入割合の変更を行なってください。
4. 本条に定める特別勘定の廃止に伴う積立金構成割合の指定については、保険約款に定める積立金構成割合の指定回数に含めません。
5. 第3項の規定による積立金構成割合の指定および繰入割合の変更が特別勘定の廃止日までに行なわれない場合、会社は、特別勘定の廃止日に、廃止される特別勘定について、第2項第3号で指定した特別勘定を指定先または変更後の繰入先とする積立金構成割合の指定および特別勘定への繰入割合の変更を行ないます。
6. 第1項の規定により積立金構成割合の指定および特別勘定への繰入を停止する場合、会社はその特別な事情が判明した日から1か月以内に保険契約者につきの事項を通知します。
 - (1) 積立金構成割合の指定および特別勘定への繰入を停止する特別勘定の名称
 - (2) 積立金構成割合の指定および特別勘定への繰入を停止する日